

論文執筆時の生成 AI の活用に関する勉強会の試み

中川 健司*

Email: nakagawa-kenji@ynu.ac.jp

*1: 横浜国立大学国際戦略推進機構

◎Key Words 論文執筆, 生成 AI の活用, 許容度, 利用意向

1. はじめに

2026 年 3 月に公益社団法人日本語教育学会のウェブサイト「研究不正及び研究倫理遵守に関する注意喚起」というお知らせが掲載された^{注1}。そこには、「研究活動においても生成 AI が活用されることが増え、さまざまな学術領域において、実在しない文献情報が生成・利用される事例や不正確な引用の事例が報告される」とあり、投稿論文を執筆する際の不適切な生成 AI の利用が指摘されている。研究における生成 AI 活用が大きな課題であることは広く共有されているが、その技術的進歩の速さもあり、具体的に何がどこまで許されているのかについては明確な線を引くことは容易ではない。そのため、執筆者は、その方法が許容されるのか（言い換えると、その方法をとったことが著者の主体性を損なうと見なされないか）ということについて不安を感じながら模索しなければならないのが現状である。

そこで、筆者は、論文執筆時の生成 AI 活用に関して何がどこまで許されるのかを考える機会を持つことを目的とした勉強会を開催した。本稿は、その勉強会の内容と、フォローアップとして実施したアンケート結果（使用方法の許容度）について報告するものである。

2. 勉強会の内容

2026 年 3 月、オンラインにおいて、生成 AI の研究への活用に関する勉強会を開催し、筆者が講師を務めた。参加者は、大学教員、高校教員、博士課程の大学院生の 3 名で、全員が学術誌への論文投稿の経験があった。勉強会の手順は以下の通りである。

2.1 参加者の AI 利用状況の共有

勉強会の冒頭で、講師及び参加者がどの生成 AI（ChatGPT、Gemini、NotebookLM など）をどのような用途（アイデア出し、英語のチェック、音声入力、文章の推敲など）で使っているかを共有した。

2.2 生成 AI 活用の「大前提」の提示と議論

講師から生成 AI を研究に活用する際の大前提として「著者性の担保」「プロセスの透明性」を提示した。特に、「自分が書いたものである（著者性がある）」というための最低条件は何なのかという「著者性の担保」について参加者と議論を行い、最終的な結論や考察が自分自身の思考によるもの（勉強会中では「自分を通ったもの」と表現）であることが重要であるということが共有された。

2.3 作業効率化の工夫と正確性の確認プロセス解説

講師が実際の学会発表準備で NotebookLM 等の生成 AI をどのように活用したかを共有し、その中で

- 直接参照しやすいように対象とするファイル名に著者名を入れる
- 生成 AI の負担を軽減するためにソースを絞り込む
- 複雑な作業は分割して指示する

といった具体的な工夫が紹介された。また、出力結果の検証方法として、「文脈からの判断」→「AI への問い返し」→「原典の直接確認」の 3 ステップを踏むべきであり、原典を確認せずに引用する「孫引き」は避けるべきだという解説を行った。

2.4 プロンプトの実例提示とその可否の議論

勉強会の後半では具体的なプロンプト（指示文）を見せながら、その利用方法が研究において「許容される」か「許容されない」かの議論が行われた（勉強会で扱ったのは、3.2 で述べた利用方法 1 - 4 である）。

3. フォローアップアンケート

勉強会では議論の時間や参加形態の制約もあり、そこで扱ったすべての利用方法について参加者の許容度を十分に可視化することができなかった。また、勉強会の終了後にも、講師は複数回論文執筆時の生成 AI の活用方法に関する情報提供を行っていたこともあり、各利用方法に対する判断を改めて整理・比較するため、フォローアップアンケートを実施した。

3.1 アンケートの内容

アンケートは匿名で行われ、論文執筆における 6 つの具体的な生成 AI 利用方法に関して「A.一般的な学術界での許容度」と「B.自身の利用意向」という 2 つの観点から前者については「5. 広く許容される」～「1. 許容されない」の、後者については、「5. 積極的に利用したい」～「1. 利用したくない」のそれぞれ 5 段階で評価してもらった。さらに、回答が「許容されない」「あまり許容されない」、または「利用したくない」「あまり利用したくない」といった否定的なものの場合にはその理由も述べてもらった。

3.2 アンケートで扱った利用方法

アンケートで扱った 6 つの利用方法をプロンプトとともに示す。

利用方法 1: 投稿先の規程に合わせて読み込ませた先行研究の文献リストを作成させる

プロンプト: 「この 27 件の文献について、以下の要領でリストを作成し、著者の五十音順に示してください。著者

(刊行年)「論文タイトル」『掲載雑誌』巻、掲載ページ
利用方法2:該当する具体例を探して引用させたものをAI
が書いたまま本文中で使用する(人の判断が介在しない)

プロンプト:「次の章の導入部の「・・・」に具体的な
例を2, 3入れて文を補強してください。ここでは、
協働の発端及び、その協働者とのようにして接点を持
ったのかについてみてみたい。「協働の発端は、A.
業務・制度主導型とB. 個人・現場主導型に大別され、
前者には・・・、後者には・・・といったものがある。」

利用方法3:利用方法2でAIに引用させたものを筆者が
取捨選択して本文中で使用する(人の判断を前提とす
る)

プロンプト:「前者に斉藤ら(2014)のかわりに亀井・浜
口(2007)の例を、後者において服部ら(2024)のか
わりに永井・南浦(2014)の例を入れて文を作り直し
てください。その際に、前者、後者とも古いものの順
番に入れてください。」

利用方法4:修正箇所明記書に記載した修正が実際に第二
稿に反映されているか確認させる

プロンプト:「ソース①はこの論文の第一稿です。それ
に対してソース②の査読コメントがつきました。それ
を踏まえて修正を加え、第二稿(ソース④)を作成し
ました。ソース③はその修正箇所を明確にした、修正
箇所明記書です。ソース②でついたコメントがきちん
と対応されているかを、ソース③とソース④で確認し
てください。また、ソース③で明記された修正箇所が
本当にソース④に反映されているかも確認してくだ
さい。」

利用方法5:アップロードした第一稿と第二稿の原稿を比
較対照させて修正箇所明記書を作成させる

プロンプト:「ソース1はこの論文の第一稿です。これ
に対してソース2の査読コメントがつきました。それ
を踏まえて第二稿(ソース3)を作成しました。ソー
ス1とソース3を比較して、ソース2でついたコメント
を踏まえて何をどう修正したかを明記した修正箇所
明記書の案を作成してください。その際にソース2の
各コメントの下に、どのような意図で何をどのように
修正したかを記してください。」

利用方法6:「結論(おわりに)」より前の部分の原稿を読
み込ませて、結論の案を提案させる(分析・考察は結
論以前の本論の部分で既に行われている場合)

プロンプト:「以下は、これらのデータの中から特に協働
の始まり方に関する記述を調査した「日本語教師と異
分野の専門家の協働はどのように始まるのか」の本文
です。これを受けた「4. おわりに」にどのようなま
とめがあると、読者にとって有益なものになるでしょ
うか。(以下、本文のテキスト)

3.3 アンケート回答

アンケートの回答を表1に示す。利用方法1を例にと
ると、一般的な許容度に関して「5」と回答した者が2名、
「4」と回答した者が1名いるという意味である。回答者
が3名に過ぎず、この結果を一般化することはできない
が、各利用方法に対する判断の傾向や、その理由について
は一定の示唆を与えるものと考えられる。利用方法1、4、
5といった定型的な作業の自動化・整合性確認のような生

表1 アンケートの回答

利用方法	一般的な許容度	自身の利用意向
1	⑤⑤④	④④②
2	②②②	②②②
3	④③②	④③②
4	⑤④④	⑤④④
5	⑤④①	⑤⑤①
6	③③②	③③②

成AIをアシスタントとして利用するものについては、許
容度が高い傾向になった。利用方法5に関しては、修正
箇所明記書の作成を、第一稿と第二稿の差分を機械的に
抽出することと考えるか、筆者の修正の意図を示すこと
と考えるかで意見が分かれたようだ。「1」と回答した者は、
この利用方法に対して、『意図』はソースの文章から生成
させるのではなく、自身の言葉で説明する必要があると
思うため」とその理由を挙げている。具体例を抽出させた
利用方法2に関しては3名とも否定的な回答をしており、
その理由として、生成AIの選択を信頼できないこと、選
択したものを使用する場合であっても、それを本文に反
映させる作業は自分でしたいことが挙げられている。そ
れに対して利用方法3には、生成AIが抽出した利用方法
の取捨選択を筆者の判断で行うものであるが、筆者本人
の判断が介在するという違いがあるためか、利用方法2よ
りもやや許容度が上がっている。利用方法6はいわゆる
アイデア出しとしての使い方だが、許容度は決して高く
ない。「2」と回答した者は、「本論が結論に左右されてし
まい、重要な分析の視点を見逃してしまうおそれがある
と考えるため」と、生成AIの出した意見に筆者が影響さ
れることを恐れている様子がうかがえる。

4. おわりに

本稿では論文執筆時の生成AIの活用に関する勉強会の
内容及び、フォローアップとして実施した使用方法の許
容度に関するアンケートの結果について述べた。一口に
生成AIの使用に関しても、その内容やその人自身の考え
によって、許容度が異なってくると考えられる。本稿で扱
った範囲においては、根本的な大枠の議論だけで、論文執
筆時の生成AI利用の可否を判断することは難しく、個別
の使用方法に即したより詳細な検討が必要であることが
示唆された。

注1

公益社団法人日本語教育学会「研究不正及び研究倫
理遵守に関する注意喚起」

https://www.nkg.or.jp/news/2026/2026_03_26.html